

公共施設の使用料の適正化に向けて

市では、安定した市民サービスの提供と公共施設の使用料の適正化に向けて、統一した基準を定めた「公の施設の使用料のあり方」を策定しました。

図総務課行政管理係 図71・2408 図71・5155

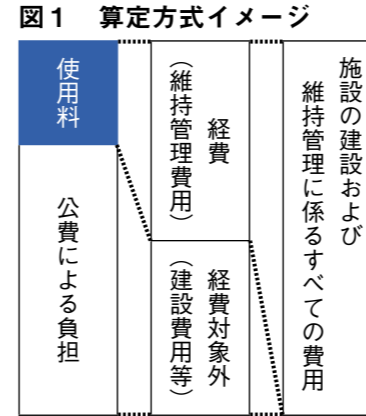
統一した基準を明らかに

市内のさまざまな公共施設の維持管理費用は、市民の皆さんの税金と施設を利用する人の使用料により賄われています。

市では、将来にわたって安定した市民サービスを提供するため、また、施設を利用する人とならない人の負担のあり方について、公平性の確保という観点から検討を行い、利用者が施設の維持管理の費用の一部を負担するという受益者負担の統一した基準を明らかにした「公の施設の使用料のあり方」を策定しました。

基本ルール

① 算定方式
利用者に負担して頂く経費を明確にし、施設の区分ごとに定める利用者の負担割合により算定することを基本とします。



② 経費

【経費とする費用】
施設を維持管理していく費用が経費となります。

- ▽施設の維持管理に従事する職員等の給与
- ▽消耗品費、燃料費、光熱水費、物品修繕費
- ▽清掃、警備、保守点検等に係る委託料
- ▽借上料、借地料
- ▽建物等の維持管理、修繕等原状回復に要した経費等

【経費としない費用】

施設を取得するための費用は対象外となります。

③ 対象施設

使用料を徴収するすべての公の施設が対象となります。ただし、法令等で使用料が無料またはルールが決められている施設は対象外となります。

【対象としない施設】

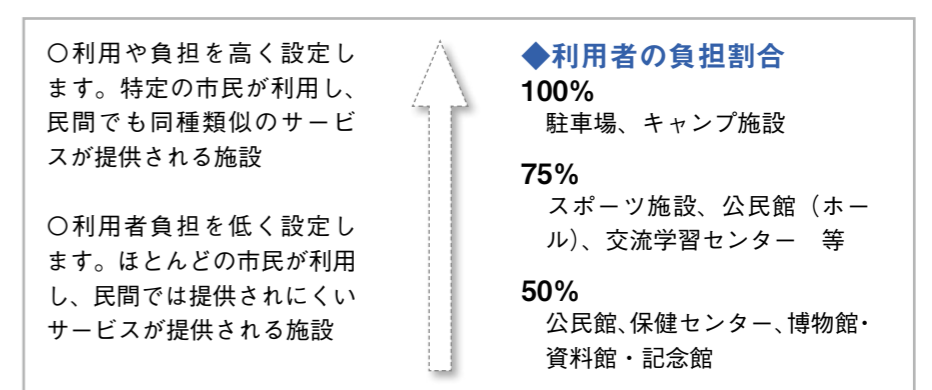
- 小学校、中学校、図書館、市営住宅、保育所、児童館、上下水道施設等

④ 負担割合

利用者が負担する経費の割合は、施設の持つ公益性により設定

します。

図2 施設区分による利用者の負担割合



◆利用者の負担割合

- 100% 駐車場、キャンプ施設
- 75% スポーツ施設、公民館（ホール）、交流学习センター等
- 50% 公民館、保健センター、博物館・資料館・記念館

⑤ 算定方法

個々の使用料は①～④までの計算をした後、会議室や体育館等の一定の面積を時間単位で利用する施設は、1平方メートル・1時間あたりの単価を計算し、使用する面積に応じて、博物館や資料館など個人単位で利用する施設は、年間の利用者数で使用料を算定します。

留意事項

使用料の見直しは次の点に留意して進めます。

- ① 類似施設間の調整
市営や近隣自治体、民間の類似施設と大幅な違いが出ないように調整します。
- ② 激変緩和措置
大幅な増加が見込まれる場合は改定限度額を設けます。
- ③ 効率的な施設運営
維持管理費用を増加させないよう、効率的な施設運営に取り組みます。

今後の進め方

公の施設の使用料の見直しは、令和3年度に更新を予定している「公共施設白書・現況調査」の作成に合わせ、施設の維持管理費用と使用料収入を把握し、適切な使用料の金額を精査していきます。

また、実際の改正は市民の皆さんへの説明の機会と周知期間を設けながら、実施していきます。なお、施設の維持管理費用は、コスト削減の取り組みや利用状況の変化等により変わるため、今後も3年ごとに行う現況調査の更新に合わせて、継続的な検証を予定しています。

市政トピックス

■あづみ野産業団地拡張事業造成工事 起工式

あづみ野産業団地拡張事業造成工事の起工式を10月19日、あづみ野産業団地北側の造成予定地（豊科高家）で行いました。当日は、工事受注者や用地提供者など約30人が出席しました。本事業の開発面積は農地や市道を含めた7万5459平方メートルで、分譲地などの造成とそれに伴う農業用水路の布設替えや区画道路の新設などを行います。拡張部分には、食品製造業者など3社が入る予定となっています。工期は令和3年3月19日までで、造成後に3社へ分譲を行い、令和4年から各社の操業が開始される予定です。

宮澤市長は、新たな企業の誘致に「交通の利便性や豊かな自然など、この地が企業の皆さんに魅力的な地として認識されており、大変ありがたいこと」と話し、雇用の促進や地域経済の活性化に期待を寄せました。



工事の安全を願いあいさつする宮澤市長

■新ごみ処理施設 完成前見学会

安曇野市など6市町村で組織する穂高広域施設組合は10月25日、新ごみ処理施設の完成前見学会を開きました。

当日は、組織市町村の住民約250人が参加。穂高クリーンセンター隣接地に建設された新施設を、事業者の説明を受けながら見学しました。

参加者は中央制御室や焼却炉

新施設の建設費は100億4



完成前の施設を見学

400万円、延床面積約7500平方メートル、鉄筋コンクリート一部鉄骨造の6階建てで、1日に最大120トンのごみを処理します。

11月19日からごみの受入れを開始、12月から実際にごみを焼却する試運転を始め、令和3年3月に本稼働する予定です。